

たつの市立新宮中学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日策定

【1】いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

本校では「落ちついて学習に取り組み、人権感覚溢れる学校に」のスローガンのもと、個性伸長の教育とならび、人権尊重の教育を教育目標に掲げ、教育活動を行っている、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに「いじめ対策基本方針」を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

【2】いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、全教職員が人権尊重の精神のもと、人権に関する理解・感覚を育む学習活動を各教科、特別活動の時間等、それぞれの特質に応じ総合的に推進する。

また、生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるように、生徒個人の自己有用感、自己肯定感を高め、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間となれるような人間関係の育成に取り組む。

(2) いじめ防止のための措置

早期発見

- ① 共通理解：いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題である。
- ② 生徒が発信する「いじめのサイン」を見逃さない。

集団のようす	○日常的なからかい ○ふざけ合い ○プロレスごっこ ○使い走り ○乱暴な言葉遣い ○わざと一緒にはしゃいでいるように見える
個人の行動の変化	○元気がない ○遅刻しがち ○欠席しがち ○保健室によく行く ○休み時間に一人でいる ○体調不良を訴える
個人に起こるできごと	○服が汚れている ○靴の跡がついている ○落書きされる ○持ち物がなくなる、壊される ○発言に笑いが起きる
- ③ 教育相談体制の充実 実態を早く、正確に把握。デイリーライフ（毎日提出100%を目指す）生活アンケート（必要時、定例的实施）
- ④ 家庭への密なる連絡 学校・家庭相互の情報提供
- ⑤ 地域の協力体制の活用 対処方針の公表 地域住民、民生児童委員からの情報収集

早期対応

① 組織的対応（生徒指導方針による）

学年全体で協議して指導方法を検討 必要に応じて、校長、教頭、生徒指導担当を含めて協議する。

- ② 正確かつ迅速な事実関係の究明 当事者、保護者、友人等
- ③ 家庭への密なる連絡 学校・家庭両面からの指導およびケア
- ④ 地域の協力体制の活用 民生児童委員への情報提供
- ⑤ スクールカウンセラーの活用

いじめを許さない学校・学級づくり

① 生徒会活動を通していじめを許さない雰囲気をつくる。

「たつの市中学生宣言」の浸透を図る

- ・ 友達をつれてでも止めに入る勇気を持つ
- ・ 仲間との絆を深め、いじめを絶対に許さない学校をつくろう！
- ・ 友だちの良いところをたくさんみつけ、自分に何ができるか考えよう。

② 自己有用感、自己肯定感を育む取り組みとしてボランティア活動の推進

③ 生徒 1 人 1 人を大切にするという意識および日常的な態度を持つ。

- ・ 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを意識する。

いじめが起きた集団への働きかけ

① 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を学校教育全体を通じて、生徒 1 人 1 人に徹底する。

- ・ いじめる生徒には毅然とした指導を行う。
- ・ いじめられる生徒には学校が徹底して守り通すという姿勢を折に触れ、日常から見せる。観衆、傍観者への指導を徹底する。

② いじめの背景に目を向け当該生徒の安全、安心、健全な人格の発達に配慮する。

再発防止

① 複数の教職員の連携、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力 組織的に再発防止に努める。

加害・被害・当該学級・学年の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

継続的な指導の必要性

② 解決したと見られる場合でも教師の気づかないところでいじめが継続する可能性があることも少なくない。形を変えたり、逆転することもある。折に触れて必要な指導を行う必要がある。